

平成19年度 【関東地区】錬士臨時中央審査実施要項

- 1.期 日 平成19年11月18日(日) 10:00(会場開館9:00)
- 2.会 場 『ぐんま武道館弓道場』……群馬県前橋市関根町800 TEL 027 - 234 - 5555
(道順) JR両毛線「前橋駅」下車,バスターミナル から総合スポーツセンター行きに乗車「関根停留所」下車。
タクシー利用の場合は約5分。自家用車利用の場合は,関越自動車道「渋川・伊香保IC」から前橋方面,
下箱田信号右折,約15分。
- 3.審査種別 錬 士
- 4.受審資格 平成18年11月18日までの五段受有者
- 5.審査方法 行射,面接及び学科試験の総合成績により合否を決定する。
(1)行 射: 第一次審査の通過者について,第二次審査を行う。
(2)面 接: 行射の第一次審査の通過者について人物,見識及び指導力を査定する。
(3)学 科: 学科(筆記)試験を行う。
- 6.受審の申込について
(1)方 法: 所定の用紙により審査料を添えて,所属地連を經由して申請すること。
(2)締切日: 平成19年10月16日(火) 締切厳守
(3)申込先: 〒150-8050東京都渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館内
(財)全日本弓道連盟 「関東地区錬士臨時審査係」宛
TEL 03 - 3481 - 2387(代)
FAX 03 - 3481 - 2398
- 7.注意事項
(1)申込書の申請には,所属地連の締切日に十分留意すること。
(2)申込書は,必要事項を楷書で判りやすく,明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること(全弓連会員のみに)。
ID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は,下部空欄に記入すること。
(3)申込書に虚偽の記載があった場合は,審査の結果が無効となることもある。
(4)受審者は,開始時刻までに会場へ集合すること。
(5)受審者は,全員和服を着用し,必ず本連盟会員章をつけること。
(6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は,棄権したものとみなす。
(7)立射で受審する際は,審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして,その事由を証明する「身障者手帳の
写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し,地連会長の認証を受けて申し
込むこと。
(8)審査前日の11月17日(土)の13~17時,受審者を対象に練習会場として開放,併せて会場設営を行う。
- 8.その他 審査申込書に記載される個人情報の利用目的について
審査申込書の提出により,以後の関係資料について下記取り扱いの旨,承諾を得たものとする。
(1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名,所属地連,年齢,既得の称号及び授与年月,既得の段位及び認許
年月,その他特記事項)
(2)立順表への記載(氏名,所属地連)
(3)審査結果報告として,加盟団体長宛文書及び本連盟機関誌・ホームページへの掲載(氏名,所属地連,既得の
称号または段位)
(4)上記に関して,同意を得られない場合には,本人の要求に基づき,公開の停止を要求することができる。

平成19年8月

主 催 財団法人全日本弓道連盟
主 管 群 馬 県 弓 道 連 盟